

令和２年度決算に基づく健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定しました、令和２年度決算に基づく健全化判断比率については、下記のとおりです。

記

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 1 . 2 5)	— (1 6 . 2 5)	6 . 8 (2 5 . 0)	4 6 . 7 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 「実質赤字比率」の「—」は、実質赤字額がないことを示します。
- 2 「連結実質赤字比率」の「—」は、連結実質赤字額がないことを示します。
- 3 各比率の括弧内数値は、宮崎市の早期健全化基準を示します。

令和２年度決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定しました、令和２年度決算に基づく資金不足比率については、下記のとおりです。

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水 道 事 業 会 計	—
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—
公 共 下 水 道 事 業 会 計	—
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	—
田 野 病 院 事 業 会 計	—
卸 売 市 場 特 別 会 計	—
公設合併処理浄化槽事業特別会計	—
宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—

備考

- 「資金不足比率」の「—」は、資金不足額がないことを示します。
- 経営健全化基準は、いずれの会計においても「２０％」です。

【参考資料】

1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）について

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化、財政の再生、公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

2 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の概要・算定方法について

（１）健全化判断比率

①実質赤字比率

一般会計等（普通会計を構成する会計）の実質赤字額の比率を示します。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額（または資金不足額）の比率を示します。

$$\frac{\text{全会計の実質赤字額（または資金不足額）}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率（３か年平均値）

一般会計等が負担した元利償還金・準元利償還金の比率を示します。

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率を示します。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

※将来負担額＝①～⑧の合計額

①令和２年度末における一般会計等に係る地方債現在高

②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条の各号の経費に係るもの）

- ③一般会計等以外の会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- ④組合等の地方債の元金償還に充てる負担見込額
- ⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

（２）資金不足比率

公営企業ごとの、資金の不足額の事業の規模に対する比率を示します。

資金の不足額

事業の規模

3 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の基準値について

宮崎市においては、以下の基準値となります。

なお、「健全化判断比率」が「早期健全化基準」を超えた場合は「財政健全化計画」を、「資金不足比率」が「経営健全化基準」を超えた場合は「経営健全化計画」を策定することになります。

また、「健全化判断比率」が「財政再生基準」を超えた場合は「財政再生計画」を策定する必要があります。

（単位：％）

	健全化判断比率				資金不足 比 率
	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費比率 (3か年平均)	将来負担 比 率	
早期健全化 基 準	11.25	16.25	25.0	350.0	
経営健全化 基 準					20.0
財 政 再 生 基 準	20.0	30.0	35.0		